

第83回（令和7年度第5回）札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和8年2月12日（木） 10時00分～11時00分

2 場所 札幌市役所本庁舎12階 4号・5号会議室

3 議題

(1) 諮問第153号「著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項」に係る答申の手交式

(2) 諮問事項の審議

【諮問第154号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）
住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第155号】市長（財政局税政部税制課）
地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第156号】市長（保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課）
介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

4 出席者

(1) 委員（五十音順）

犬嶋 ユカリ 小倉 一志 金子 長雄 川久保 寛
津田 智成 徳満 直亮 光崎 聡 南 弘征

(2) 市の機関（諮問機関）

【諮問第154号】

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課長 下瀬
デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課システム担当係長 下條
デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課調整係 長濱

【諮問第155号】

財政局税政部税制課長 角田

財政局税政部税制課審査・企画担当係長 中島

【諮問第156号】

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課システム標準化担当係長 水野

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課管理係 佐藤

保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課給付・認定係 田宮

(3) 事務局

総務局長 中澤

総務局行政部長 永澤

総務局行政部行政情報課長 長尾

総務局行政部行政情報課情報公開担当係長 中山

総務局行政部行政情報課個人情報担当係長 久保田

総務局行政部行政情報課個人情報担当係 上田

5 議事の概要

(1) 開会

(2) 諮問第153号「著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項」に係る答申の手交式

会長から総務局長に対して、諮問第153号「著しく不適正な態様の公開請求への対応に係る札幌市情報公開条例の一部改正に関する事項」に係る答申が手交された。

また、総務局長から挨拶があった。

(3) 諮問事項の審議

ア【諮問第154号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第155号】市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第156号】市長（保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課）

介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 諮問事項について、事務局から説明を行った。その後、市の機関（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）から、諮問事項についてまとめて説明する旨の申出があったため、同課から説明を受けた上で、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。
 - ・ 今回の諮問内容について、現行の基幹系システムを単純に乘せ替えるということではなく、新たなシステムへの作り替えが発生するのか。具体的に言うと、通常システムというものは「オペレーティングシステム」があり、「ソフトウェア」があり、というようになっているはずであるが、どの段階のものをそのまま引越すことができるのか。諮問書等の資料には「標準化」と記載されているため、おそらく全ての地方自治体で共通のプラットフォームがあるはずであり、その「標準仕様」に札幌市のシステムを合わせていくことになり、ある程度システムの作り替えが発生するのではないか。それとも、標準機能としてプラットフォームを国で用意しており、それに対して乗っかるだけになるのか。
 - 基本的には現行のシステムをガバメントクラウドにもっていくということになるが、一部については標準仕様に合うような形で追加する部分もある。1つのオンプレミス環境で動いているシステムとなるため、OCI環境で動くような整備は発生する。この整備については来年度4月から着手する予定である。
 - ・ 趣旨としては十分理解するが、一番気になる点として、現場の方々の業務のやり方を、ガバメントクラウド側で提供されるプラットフォームに合わせなければならない、というフェーズがどの程度発生するのか、という点である。また、本来クラウドシステムというものは、プラットフォーム又はハードウェアを入れ替えても、その上に乗っているものを移動できる、という点がメリットとなるはずである。しかし、今回のシステム標準化についてはそのような作り方になっておらず、おそらく提供されるプラットフォーム上に現行で使用しているものと同じ機能を持つシステムを作らなければならないのではないか、と思われる。その場合、かなり労力を要するのではないか。おそらく、合わせるように作りこんでいかなければならない、変更のシステムのハードウェアそのものをそのままクラウド上にもっていけばいい、という話ではないのではないか。
 - お話しいただいた部分についてはシステム基盤の部分になるため、業務主管課では対応していない。デジタル戦略推進局情報システム部で注力している部分。

- ・ そのようなスパンで、令和9年12月末までにシステム標準化というものは間に合うものなのか。間に合わなかった場合、どうするのか。業務を止めるわけには行かないと思われる。この「システム標準化」については、以前の審議会で「BCP」について審議したと記憶しているが、業務継続性の観点から考えると、現在検討しているスケジュールと想定している内容で、バランスするのか。おそらくやるしかない、ということであろうが、それで間違いないか。
- お見込みのとおりである。
- ・ 住民意見等にも記載があるが、責任分界点の議論については非常に難しい問題であると思われる。ガバメントクラウド内の「札幌市が所管しているエリア」でインシデントが発生した際の対応体制については、これからの議論ということでは間違いないか。実際に標準化したシステムを稼働させる際までには、対応体制を構築しておく必要があると考える。
 - ・ よく誤解があるが、マイナンバーカードを保有していなくても、国民全員にマイナンバーは付与されている。マイナンバーカードを保有していなければマイナンバーとの紐づけができない、ということではないことから、そのような議論の際に「インシデント発生の際の対応体制については、整っている」ということを説明できるようにしておく必要がある。現状、稼働していない状態で形式的な議論を行わざるを得ない状況であることは仕方がないと思うが、事前に想定される範囲については、「インシデント発生時にはこのような体制で臨む」ということを先に説明できると、ある程度説得力があるのではないかと感じた。
 - ・ 市の方でも菊水分庁舎にバックアップをとる、ということであるが、大規模災害が発生した際に、バックアップからデータを復元して業務を継続すること言うことは可能なのか。
- 非同期のバックアップデータではあるが、必要最低限の業務が行えるようにバックアップをとっている。
- ・ ガバメントクラウドにそのような機能があるかどうか分からないが、クラウド上の仮想イメージを定期的に大容量でもっておき、いざという時に札幌市の手元の環境で動かせるように用意しておけば良いと思われる。
 - ・ ガバメントクラウドへの移行について、外部業者に委託しなければならない作業が発生するため、ある程度予算を確保しなければならないという話なのか。それとも外部業者に委託するような話ではなく、札幌市としての対応で済むような

作業内容になっているのか。

→ 各システムの開発業者の方で作業することになることから、基本的には作業を委託することになる。

・ 委託するということであるが、委託内容としては大きなものではなく、これまでのガバメントクラウドへの移行作業の一環というものになるのか。

→ 基幹系システムというベースがありながらの移行にはなるが、セキュリティの件も含め、簡単な作業ではない、という認識で間違いない。

・ 簡単な作業ではない、ということであるが、先ほども変更期限まで間に合うかどうか、という話もあったが、スケジュール的には間に合う、という認識で間違いないか。

→ スケジュールどおりに進められるよう行っている。

・ 審議資料 8 ページの部分で、「データ消去は保管年数を経過した情報をシステムで自動判別しデータベースから消去する」と記載されているが、これについて、ガバメントクラウドでのデータ消去に関する基準というものは、統一した基準になるのか。又は札幌市の基準、いわゆる地方公共団体ごとに基準を設けて判別される、という形になるのか。

→ データ自体については法令の定めにより保存年限が決まっている。例えば住民基本台帳法であれば、死亡・転出等による「除票」については、150年保存ということが定められているため、この保存年限を超過したものについて消去することとなる。このように、それぞれの根拠法令等に基づいてデータ消去については判別することとなる。しかし、今回の審査資料 8 ページの中で述べているのは「札幌市側のサーバーにおけるデータ消去」について記載している。

・ 審査資料 8 ページには「保管年数を自動的に判別」と記載があるが、ガバメントクラウド側にもそのような機能はあるのか。

・ これから移行するシステム上で「保管年数を自動的に判別する」という機能を札幌市の方で実装しなければならない。国の方でデータ消去について干渉できるということになれば、住民意見にも記載があるように、各自治体のデータを国も参照できる、ということになってしまうのではないか。

→ 国側からは、札幌市の住民情報等についてはアクセスができないこととなっているため、札幌市側でそのような仕組みを設けることになる。セキュリティ基準については、デジタル庁の方で国際的なセキュリティ基準に沿ったようにするよ

うに、と指定されているため、そのような基準でシステムを構築することになる。

- ・ 国と札幌市との管理や責任についての振り分け、という部分について、データの取扱いについては札幌市のみが可能、ということになると思うが、システムについてはガバメントクラウドを使用する、ということになることから、責任の振り分けについてはケースバイケースになるか。

→ ガバメントクラウドから札幌市までの接続部分については、国側の責任となるが、それ以降の札幌市側の仕組みにおいて何らかの問題があれば、それは札幌市の責任ということになる。標準仕様の中でも責任分界点というものは示されている。

- ・ 賃貸マンションのイメージを持たれると多分1番近いのではないか。プラットフォームは提供側の方で用意するが、中身をどう使うかというのは住人の判断、という形になる。システム自体にエラーが出るとそれは国側に責任がある、という話になるが、ヒューマンエラーのような取り扱う側での人的なミスがあった場合は札幌市側の責任、ということになる。建物に壊れがあるようなことがあるとそれは提供側の責任になるが、部屋の中で起きていることに関しては住人の責任となる。データ消去については、札幌市の方で作り込まなければデータはそのまま保存されるが、標準で提供される機能の中に「期限到来により削除する」という機能が入っていないようであれば、札幌市としてその機能を実装しておく必要がある、ということ間違いはないか。

→ お見込みのとおりである。

- ・ 地方自治体が負担しているガバメントクラウドの利用料については、国に対して支払うものなのか。

→ 国から請求が来ることとなる。

- ・ 契約自体は、国と事業者が締結しており、国が一括で利用料を支払った上で、地方自治体から国が利用料を徴収する、という流れで間違いはないか。つまり、各地方自治体においては、事業者との契約関係にない、ということ間違いはないか。

→ お見込みのとおりである。

- ・ ガバメントクラウド上の問題について責任を負うのは事業者又は国であり、札幌市が損害賠償責任を負う場合については、使用しているシステム等に問題が

合った場合に限定される、という理解でよろしいか。

→ 先ほど話があったいわゆる建物部分に問題があり、それにより損害が発生した場合、札幌市としてはデジタル庁側に損害賠償の請求を行い、デジタル庁はその各地方公共団体からの損害賠償請求に基づき、各CSPに損害賠償請求を行う形になる。その結果補償されたものについて各地方公共団体に配分する。一方、札幌市が使用するシステム上の問題については、ガバメントクラウドの設置業者やそれぞれのシステムベンダーがいるため、そのシステムベンダーに責任が発生する可能性も考えられる。

・ デジタル庁の契約について話が出たが、その契約内容や制約事項について、地方公共団体の方で確認することはないのか。

→ ガバメントクラウドについては、基本契約書が公開されているため、それについては確認することができる。

・ さらに細かい仕様書等については確認することができるのか。

→ 契約内容の話についてはシステム基盤についての所管課である情報システム部が所管することとなる。

→ また、基本的には国の方がCSP側と契約することとなるが、ガバメントクラウドの要件は300以上あるため、非常に膨大なものである。これをデジタル庁の方で確認した上で認定し、各地方公共団体に提示することになる。したがって、ガバメントクラウドについては「要件が全て満たされている」と判断されたものが提示されていることから、各地方公共団体において要件を一つ一つ確認することは想定されていない。

イ 審議の結果、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書及び介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルの重要な変更について、妥当である旨を答申することとなった。

(4) 閉会